

基礎編

I 改訂の経緯

改訂の趣旨

近年、社会環境の変化や情報化社会の進展に伴い、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化している。インターネット上には性に関する情報が氾濫し、様々な情報を容易に入手できるとともに、児童ポルノ事件の検挙件数は年々増加し、SNSに起因する児童買春・児童ポルノ被害児童は令和元年に過去最多となり、依然として高い水準で推移している。

また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も課題となっている。さらに、性的マイノリティへの指導については、学校生活を送る上で正しい理解に基づいて、児童生徒一人一人の心情等に配慮した個別の支援が必要となる。

平成29年及び平成30年に告示された学習指導要領においては、これからの社会を生き抜く児童生徒に求められる資質・能力が、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に整理された。また、それらを育成するために、教科等横断的な学習を充実することが求められていると示されている。

これらのことを踏まえ、性をめぐる現状や性に関する指導における重点的な内容、配慮すべき事項等を整理するとともに、三つの資質・能力に基づいた評価や教科等横断的な視点を記載し、平成18年度に発行した「性に関する指導の手引」を改訂することとした。

「性に関する指導の手引」の構成

本手引は第1章「基礎編」と第2章「実践編」の2章構成で作成した。

第1章では、教職員が知っておくべき知識として、性をめぐる現状を示した上で、学習指導要領における性に関する指導の取扱い、学校における性に関する指導の基本的な考え方及び全体計画の作成や家庭・地域・関係機関との連携、外部講師を活用した性に関する指導等進め方について示した。

第2章では、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校における指導事例を示しており、保健体育科及び特別活動における指導事例のほか、教育課程に基づき、関連する教科における性に関する指導の視点を示した。

<囲み枠解説>

○第1章「基礎編」



学習指導要領



コラム

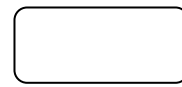


ポイント

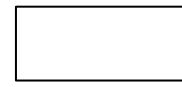
○第2章「実践編」



学習指導要領



ねらい



発問

注) 本手引での小学校という表記には義務教育学校前期課程を、中学校という表記には義務教育学校後期課程を含む。

Ⅱ 性をめぐる現状

1 性感染症について

小学校：病原体が主な要因となって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐことや病原体に対する体の抵抗力を高めることが必要であること。

中学校：エイズの病原体はヒト免疫不全ウイルス（H I V）であり、その主な感染経路は性的接触であることから、感染を予防するためには性的接触をしないこと、コンドームを使うことなどが有効であることにも触れるようにする。

高等学校：エイズ及び性感染症についても、その原因及び予防のための個人の行動選択や社会の対策について理解できるようにする。

（1）感染の特徴及び感染経路

性感染症とは、性行為によって感染した人の精液や膣分泌液の他、性器、泌尿器、肛門、口腔等の病原体や分泌液に直接接触することによって起こる感染症を指し、「S T I」（Sexuality Transmitted Infections）や「S T D」（Sexuality Transmitted Diseases）とも呼ばれています。性感染症の病原体（ウイルス、細菌、原虫等）は、主に感染した人の精液、膣分泌液などに存在します。

○性感染症の特徴

★たった一度の性行為でも性感染症に感染する可能性があります。

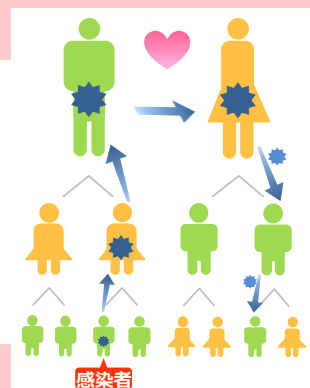
性感染症は、誰でも感染する可能性のある病気です。たった一度の性行為でも感染する可能性があるため、一人一人が予防を心がけ注意深く行動することが大切です。

★性感染症には無症状のものもあります。

性感染症に感染しても、自覚症状が軽かったり、なかったりすることがあります。そのため、感染した人が気付かないままパートナーに感染させてしまうこともあります。

○ピンポン感染

カップルの片方が性感染症にかかった場合、性行為によってパートナーも感染している可能性があります。そのため、本人が治療して治っても、パートナーも治療しなければ、その後の性行為によって再び感染してしまいます。こうしたピンポン玉のやりとりのような繰り返しを防ぐため、どちらかが性感染症と診断され、治療を受けている間は性的接触を控え、二人同時に治療することが大切です。



○垂直感染（母子感染）

垂直感染とは、病原体が母から子に伝播される感染様式のことです。

妊娠中に母親から胎児に胎盤を介して感染したり、分娩時に産道で感染したりすることを垂直感染といいます。このような母から子への感染を予防するために、妊娠時には性感染症の検査を受け、必要があれば治療や出産方法等について、主治医と相談する必要があります。

(2) 性感染症の予防方法

- ★SAFE SEX（安全な性行為）：今は特定の相手しかいなくても、過去に他の人と性的接触があれば、過去のパートナーからの感染の可能性があります。保健所等で性感染症の検査をし、二人とも感染がないことを確かめておくことが大切です。
- ★SAFER SEX（より安全な性行為）：コンドームを正しく使うことが有効です。
- ★NO SEX（性行為をしない）：不特定多数や見知らぬ相手とは性行為をしないなど、ノーセックスも予防のための選択肢のひとつです。

性感染症は、コンドームを正しく使用することで感染のリスクをかなり減らすことができますが、何より最善の予防方法は、性生活の不明な人や複数のパートナーとの性的接触を避けることです。パートナーとの間だからこそ、コンドームや安全な性行為についてよく話し合うことが大切です。なお、ピルは性感染症の予防に有効ではありません。

(3) 症状がある場合の対応

症状を認める場合や性感染症の不安がある場合は、速やかに医療機関（泌尿器科、婦人科、皮膚科、性病科等）を受診し、性感染症の原因となっている微生物を調べた上で、種類に応じた抗菌薬や抗ウイルス薬による治療を行う必要があります。2種類以上の性感染症に同時に感染している複合感染も比較的多くみられます。

保健所においても、匿名・無料でHIV等の検査を受けることができます。さらに、保健所では感染しているのではないかといった不安や正しい予防方法が知りたいなど、様々な相談に応じてくれます。

匿名による電話での相談も可能です。

(4) 主な性感染症

○性器クラミジア感染症

性器クラミジア感染症は、女性では無症状である場合もあり、感染していることに気付かない事例も多い性感染症です。放置すると感染が拡大し、腹膜炎や不妊の原因ともなるため、早期発見と早期治療が重要です。クラミジアのり患率については、2002年にピークとなり、その後は減少傾向にあります。

○ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）

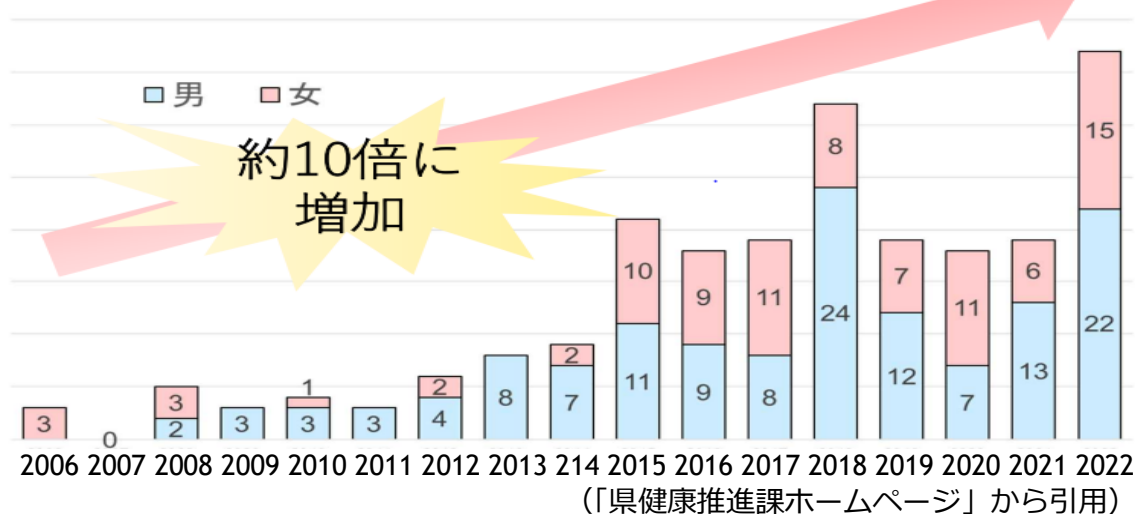
ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症は、性経験のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するとされている一般的なウイルスです。子宮頸がんを始め、肛門がん、膣がんなどのがんや尖圭コンジローマ等多くの病気の発生に関わっています。特に、近年、若い女性の子宮頸がんのり患が増えており、日本では、毎年、約1.1万人の女性がり患し、約2,800人の女性が死亡しています。

HPV感染症を防ぐワクチン（HPVワクチン）は、小学校6年生から高等学校1年生相当の女子を対象に、定期接種が行われています。

○梅毒

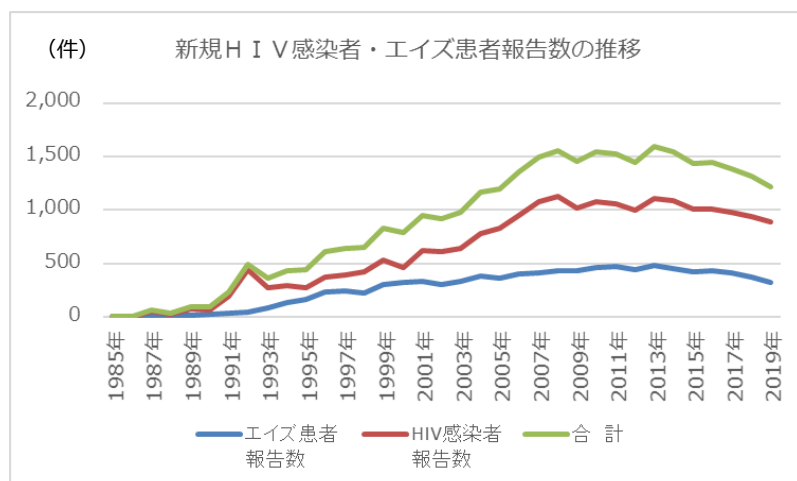
梅毒は過去の病気というイメージがあるかもしれませんが、2010年以降、日本においても感染者数は増加し続けており、中でも、女性は20代、男性は20～40代で多くなっています。感染の第一期には性器に硬い痛みの無いしこりができ、第二期には手足を中心とした全身に小さな赤い斑点が多数出てきます。進行すると様々な症状が出て、重大な後遺症を残すこともあります。梅毒は潜伏期間が長いので、感染の自覚がなく複数人と性行為を行うことで感染者を増やします。

和歌山県の年次別男女別梅毒届出数（2022.12月末まで）



○HIV感染

HIVに感染した場合でも、エイズ発症までは外観上健康な人と変わりはありません。他の性感染症との複合感染から診断されることもあります。現在では、早期発見と適切な治療を続けることでコントロールできる病気になりましたが、未だに誤解や偏見、差別を受けることもあります。日本におけるHIV感染者・エイズ（AIDS）患者の新規報告者数は、2007年以降横ばいの傾向にあります。最近の傾向として、HIV感染者は20～30代の若い世代に多い状況であり、異性間での感染が増加しています。



※ エイズ（AIDS:Acquired Immuno Deficiency Syndrome、後天性免疫不全症候群）とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、治療が行われず、免疫不全という病気に至った状態である。

（「厚生労働省のホームページ」から引用）

セクシュアル・コンセント（性的同意）

すべての性的な行為において確認されるべき同意をセクシュアル・コンセントといいます。性的な行為への参加には、互いの積極的な意思表示があることが大切です。

セクシュアル・コンセントについて学ぶことで、性的な関係において自分が傷付いたり、相手を傷付けたりせず、互いを尊重し合える関係を築くことができるようになります。

【性的同意における大切な3つのこと】

★「No」と言える環境が整っている。（非強制性）

「No」を示すと身の危険を感じる場合の「Yes」は同意を示したことにはなりません。どちらの選択肢も本人の意思で選べる状態が必要です。

★社会的地位や力関係に左右されない対等な関係である。（対等性）

関係性によって意思表示しにくい場合があるため、互いに十分な配慮が必要です。

★ひとつの行為への同意は他の行為への同意を意味しない。（非継続性）

その都度、行為の一つ一つに同意が必要です。また、途中で気持ちが変わることも尊重されることが大切です。

【セクシュアル・コンセントを尊重する意義】

★人間関係を見つめ直すきっかけになる。

同意について意識を向けることは自分と相手の意思の尊重につながります。知らないうちに大切な人を傷付けてしまうことがなくなり、信頼関係を深めることができます。

★性暴力の防止になる。

同意のない性的言動は性暴力です。社会全体で同意についての理解が深まると、性について正しい知識を持つ人が増え、性暴力の防止につながります。

★性的自己決定権を大切にできる。

自分の意思を尊重することで「自分の体は自分のもの」と大切に思うことができ、これは、妊娠・避妊・出産に関して自由な意思を持てることを指す「リプロダクティブヘルス・ライツ」の概念に通じています。性的な関係においても自分の意思で行為への参加を決めることができます。

★被害者への二次被害の防止につながる。

「被害にあわないために露出の高い服装や一人で夜道を歩くことを避けるべきだ」というのは、加害をした側の責任を問わない考えであり、傷付いている被害者に被害の責任を負わせる二次被害になります。その結果、被害者は社会的・心理的ダメージを負うことになります。加害者側の判断を議論することが根本的な解決につながります。

同意のない性的言動は、すべて性暴力です。

☞性暴力とは・・・

レイプ

セクシュアルハラスメント

SNS等での性的な嫌がらせ

露出

痴かん

盗撮

避妊具を使わない

性暴力には、実際に身体に触れるものもあれば、そうでないものも含まれます。

『あなたらしく大学生活を送るための方法 ～セクシュアル・コンセント・ハンドブック』
(一般社団法人ちゃぶ台返し女子アクション制作)

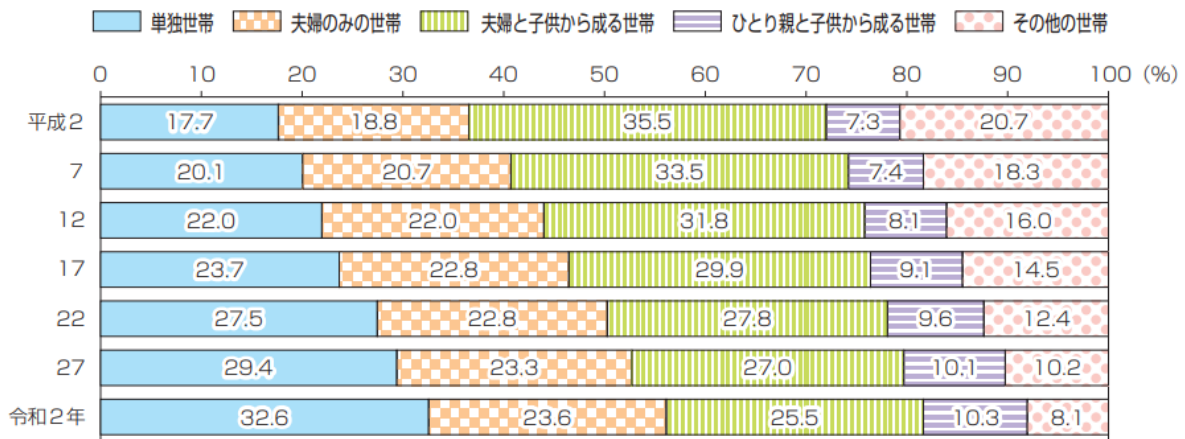
2 妊娠・出産について

小学校：体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること、異性への関心が芽生えることについて理解する。
 中学校：思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となることについて理解する。
 高等学校：受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題について理解するとともに、健康課題には年齢や生活習慣などが関わることについて理解する。また、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについても理解する。

(1) 妊娠・出産について

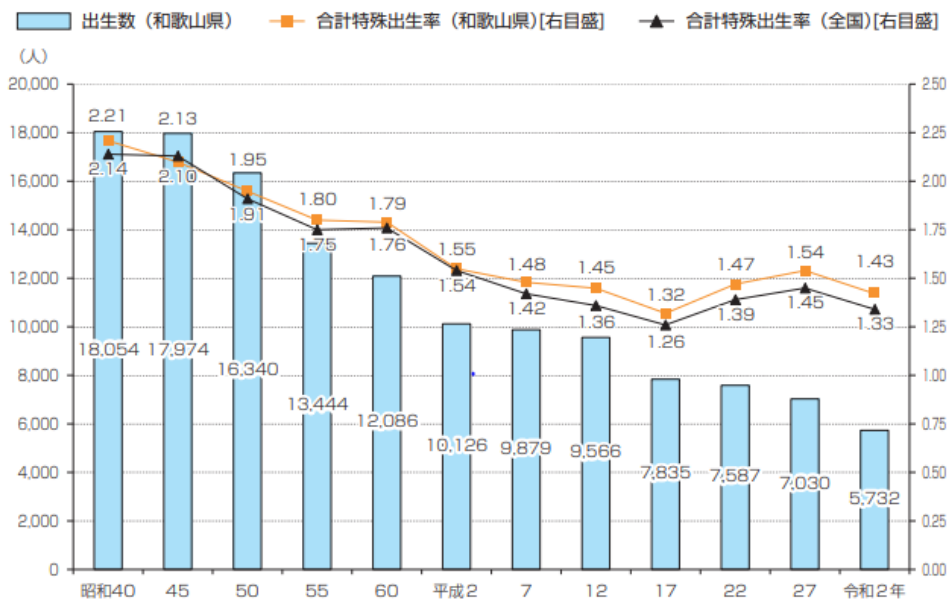
結婚や妊娠・出産は、その時期も含め、個人の自由な意志に基づいて決めることです。希望を実現するための選択肢や年齢による体の変化等について、正しい知識や情報に基づき、それぞれの家庭の事情、夫婦の年齢、健康状態、収入等を考慮し、自分たちが望んだ時に、望まれた子供を生むための家族計画を考えることが大切です。

一般世帯の家族類型別割合の推移（和歌山県）



資料：総務省「国勢調査」

出生数及び合計特殊出生率の推移（和歌山県・全国）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

家族として妊娠・出産の準備ができていのかどうかということは子供の健康を守る上でも重要です。このような観点からは「避妊」が選択肢となることがあり、その方法としてはコンドームやピルが考慮されます。避妊に失敗した場合等には、医療機関を受診の上で、性交から服薬まで72時間を超えない間に内服薬で緊急的に避妊する方法が取られることもあります。緊急避妊ピルには、排卵を抑制する、排卵を遅らせる、受精を妨げる、子宮への受精卵の着床を阻止するなどの効果がありますが、着床が完了してからでは効力はなく、効果は100%ではありません。

晩婚化及び晩産化の進展

近年、女性の社会進出等を背景に、平均初婚年齢が高くなる晩婚化が進行しています。

日本人の平均初婚年齢は、2019年で、夫が31.2歳、妻が29.6歳となっており、1975年の夫が27.0歳、妻が24.7歳と比較すると、夫は4.2歳、妻は4.9歳上昇しています。それに伴い、第1子を出生した時の母親の平均年齢についても、2019年では30.7歳となっており、1975年と比較すると5.0歳上昇しています。

(2) 人工妊娠中絶

人工妊娠中絶手術は母体保護法が適応される場合で、母体の健康を守るため、やむを得ず妊娠を中断しなければならない場合に行う手術です。人工妊娠中絶手術を受けることができるのは妊娠22週未満（21週6日）までですが、妊娠初期（12週未満）と、それ以降とでは手術方法が異なります。

人工妊娠中絶実施率は、近年、各年代で減少傾向ですが、最も多いのは20～24歳で12.2%（2020年度）であり、20歳未満の人工妊娠中絶実施率は2001年をピークに減少しています。妊娠した場合は出産するか、中絶するかを選択しかありません。人工妊娠中絶は心身の健康に様々な影響をもたらすことも少なくありませんが、特に20歳未満の出産については、学業を続けながらの養育となることもあるため、経済的なことも含め、負担が大きくなります。一方で、中絶の選択は、早期の判断が必要であること、母体へのダメージもあり得ること、そして何よりも尊い生命を失うことになり、本人の精神的な負担も大きくなります。

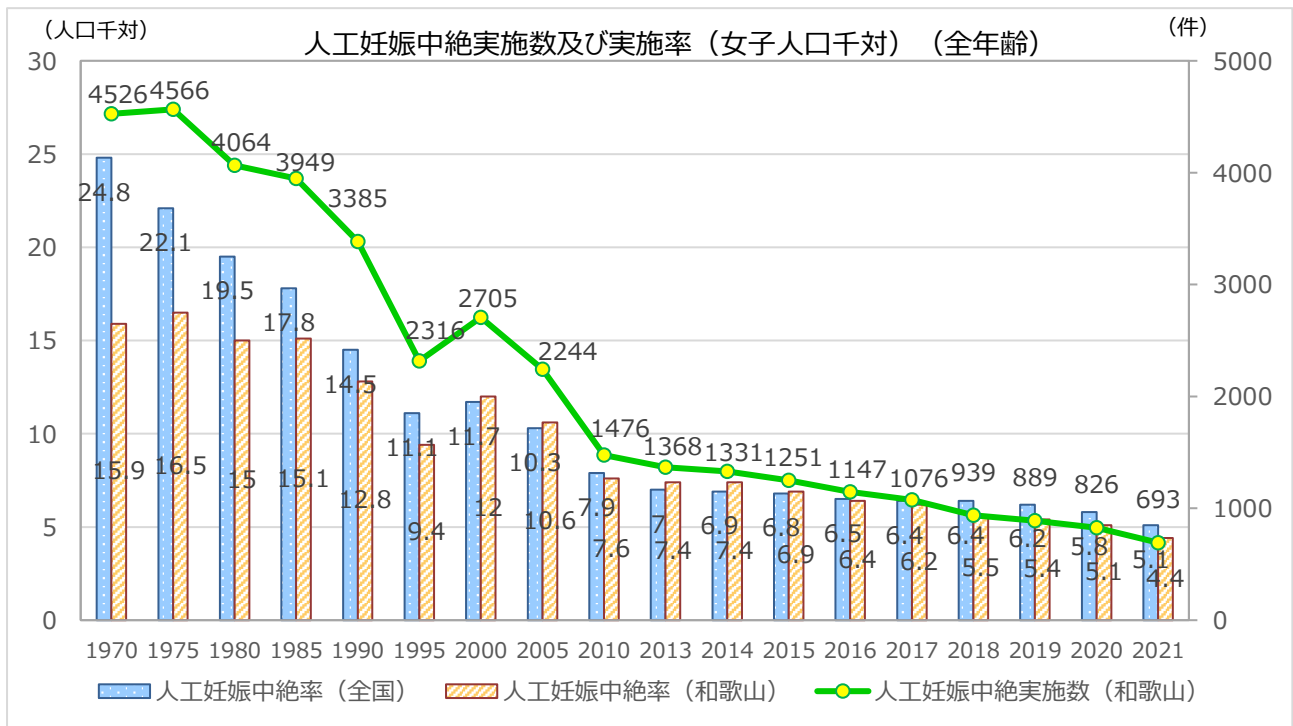
人工妊娠中絶による影響

<身体面への影響>

中絶によってホルモンバランスが乱れ、月経不順や無月経等の月経異常が起こることがあります。また掻爬（そうは）や吸引は手探りで行うため、胎盤の一部が残ったり、まれに子宮を傷付けたりすることもあります。子宮や卵管が感染症等で炎症を起こすと、不妊症や子宮外妊娠の原因となることがあります。さらに子宮口を人工的に広げるため、流産や早産をしやすくなることもあります。妊娠中期の中絶では、子宮収縮剤の影響で子宮破裂を起こすこともあります。

<心理面への影響>

中絶した子供への罪悪感や後悔の気持ちが、長期間、ストレスとなって残る女性は少なくありません。また妊娠を知ってから中絶を選択するまでの期間に、パートナーとの気持ちの行き違い等から、男性不信に陥る女性もいます。こうした心の負担を積み重ねないためにも、妊娠を望まない場合には、しっかり避妊し、中絶を繰り返さないようにすることが大切です。



（厚生労働省「衛生行政報告例」から引用）

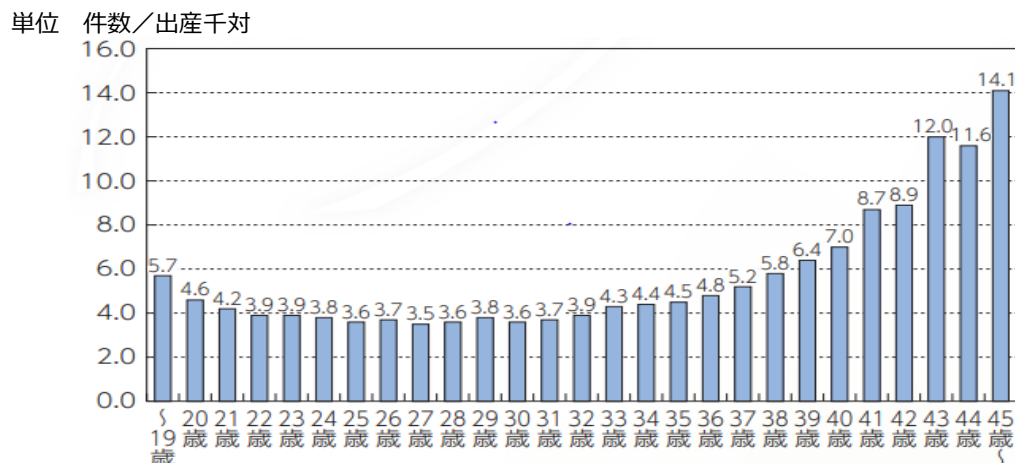
（3）年齢と出産リスク

若年妊娠、高年妊娠ともに、以下のリスクがあるといわれています。

若年妊娠のリスク（10代の妊娠）	高年妊娠のリスク（35歳以上の妊娠）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 望まない妊娠 ・ 人工妊娠中絶の増加 ・ シングルマザー・未婚の増加 ・ 経済的・心理的不安 ・ 児童虐待リスクの増加 ・ 周産期死亡率の増加 ・ 低出生体重児の割合の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卵巣機能の低下（卵子数の減少、卵子の質の低下） ・ 妊娠を阻害する疾患の合併（子宮内膜症、子宮筋腫等） ・ 不妊治療の増加 ・ 流産率の増加 ・ 胎児異常の増加（染色体異常、胎児奇形等） ・ 妊娠合併症の増加（妊娠糖尿病、前置胎盤等） ・ 低出生体重児の割合の増加 ・ 帝王切開率の上昇

年齢別に見た周産期死亡率によると、20歳未満や30代後半以降で高くなっています。周産期死亡率は、出産数（妊娠満22週以後の死産数に出生数を加えたもの）に対して、妊娠22週以降の死産数と生後一週間未満の新生児死亡数を加えたものを千対の率で表したものです。

年齢別にみた周産期死亡率（平成19～23年の平均値）

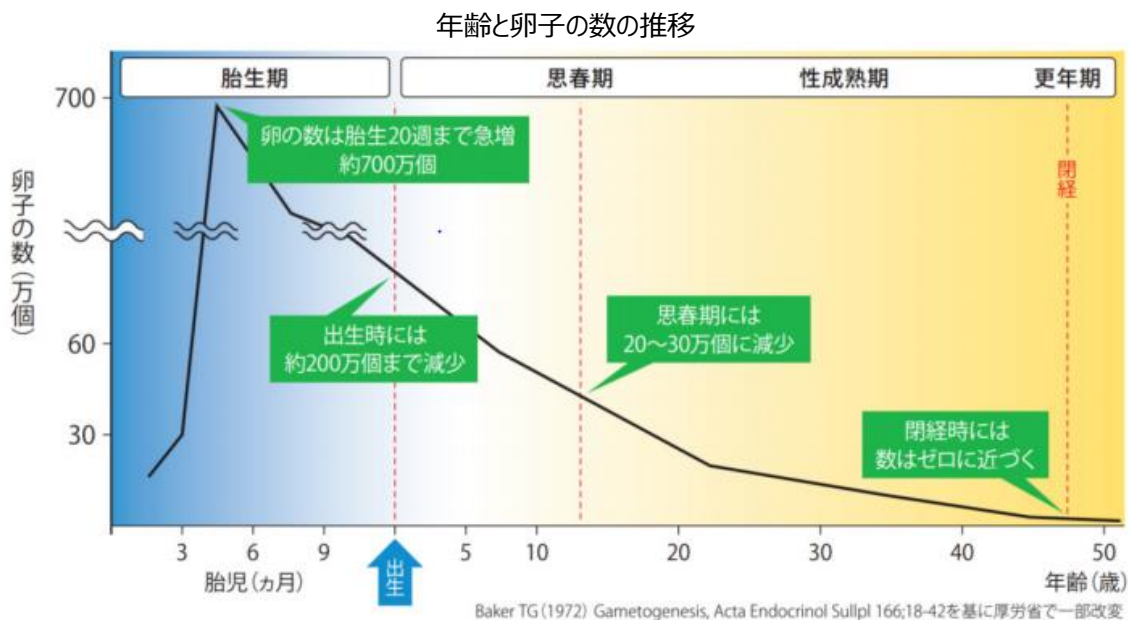


（「健康な生活を送るために（平成30年度版）【高校生用】」文部科学省から引用）

一方で、生殖年齢の男女が妊娠を希望し、ある一定の期間（一般的には一年間）、避妊することなく通常の性交を継続的に行っているにもかかわらず、妊娠の成立に至らない不妊症により、治療を受ける人も年々増加しています。不妊の原因は、男性側の原因が24%、女性側の原因が41%、男女両方の原因が24%、原因不明が11%といわれています。

医学的には男性、女性ともに妊娠・出産には適した年齢があることが指摘されており、年齢が高くなるほど妊娠する確率が下がることや、妊婦の年齢が高くなるほど自然流産率が高くなること、妊娠中の異常（産科合併症）の発症頻度が高くなること、胎児の染色体異常のリスクが高くなることなどが分かっています。

男性の精子は、思春期以降、日々数千万個ずつつくられますが、加齢による精巣機能低下に伴い、精液量、精子正常形態率、精子運動率が減少し、精子DNAの損傷の割合も上昇する。女性の卵子は、胎児のうち一生分がつくられ、出生後新たにつくられることはなく、加齢とともに数が減少するなどの理由により、おおむね30代後半以降になると妊娠しにくくなるといわれています。不妊に対する治療を受けても、女性の年齢が高いほど出産に至る可能性は低くなることが指摘されています。



このように、男性、女性ともに、年齢が上がると、妊娠・出産に関するリスクが上昇するとともに、妊娠しにくくなることが医学的にも明らかになってきています。

20代や30代は、仕事を始めたり、家庭を持ったり、社会の中で自分の役割が充実する重要な時期でもあります。一人一人が、妊娠・出産等に関する知識を持った上で、自分のライフプランを考え、適切な行動選択ができるようにすることが大切です。

文部科学省では、全国の公立高等学校における妊娠を理由とした退学等の実態を把握した上で、2018年3月に、妊娠した生徒への対応等について、各都道府県教育委員会等に対し通知を发出し、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきこと、その際、生徒に学業継続の意思がある場合は、安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対応を行わないという対応も十分に考えられること等を求めました。また、全国の生徒指導担当者を対象とした会議等において、この通知の趣旨を徹底するよう周知を図っています。

3 性被害・性暴力等について

子供の性被害は、児童買春、児童ポルノの製造等児童に性的な被害を与える犯罪行為や児童の性に着目した形態の営業に関連して行われる違法行為であり、「児童の性的搾取」とも呼ばれています。

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要です。そのためには、子供たちに、そして、社会に、①生命（いのち）の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること（被害者にならない）、③相手を尊重し、大事にすること（加害者にならない）、④一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）、のメッセージを強力に発信し続けることが重要です。

(1) 性犯罪・性暴力の特性

性犯罪・性暴力対策への取組の実施に当たっては、以下のような特性を十分に踏まえつつ、進めていくことが重要です。

- ・ 性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷付け、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多いこと。レイプ被害者の半数程度がPTSDの症状を抱えるともいわれており、日常生活に深刻な影響を及ぼすこと。
- ・ 被害者が勇気を出して相談しても、二次的被害が生じ、被害を誰にも話さなくなり、社会が被害の深刻さに気付かず、無知、誤解、偏見がそのまま温存されるといった悪循環に陥っている場合があること。
- ・ 加害者の7～8割が顔見知りであるとの調査結果もあり、特に子供は、親、祖父母やきょうだい等の親族や、教師・コーチ、施設職員等、自分の生活を支えている人や友好的だと思っている人からの被害を受けたり、被害が継続することも多いところ、このような相手からの被害や、継続的な性被害を受けている最中である場合には、被害を他人には言えない状況があること。
- ・ 同じ加害者による類似の性犯罪
- ・ 性暴力事案が何度も繰り返される例が少なくないこと。
- ・ 障害者が被害を受けやすい一方で、被害が潜在化しやすいという指摘があること。

(2) 学校等における教育や啓発の内容の充実

性犯罪・性暴力の加害者には、低年齢児を含め、子供を狙っている者もいます。また、実の父親や義理の父親等監護者や親族が加害者となる事例も多く、さらに、子供のうちはそれが性被害だと気付かず、年齢を重ねていくうちに気づき、被害後、時間が経過してから心理的に大きな傷を受ける場合があります。

本来、子供を性被害から守り、被害に遭った時に支えになるのは保護者や周囲の大人ですが、家庭内に加害者がいる場合や虐待等が生じている家庭もあり、親が子供に何をどのように伝えれば良いかが分からない場合など、家庭がこの機能を十分に発揮できない場合もあります。子供が性被害に遭い、その被害が継続することが、その後の学業や就労を含め、人生に多大な負の影響を与えていることを考えれば、性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが求められます。また、被害に遭ったとしても、学業が継続できることも重要です。

○生命（いのち）の安全教育の推進

生命の尊さを学び生命を大切にできる教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育に加えて、実際に被害に遭っている子供がいることから、有効な取組を行います。性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、就学前の教育や保育を含め、学校等において、地域の人材の協力や保護者等の理解を得ながら取組を行います。

発達段階に応じた具体的な取組例

- ・ **幼児期や小学校低学年で**、被害に気付き予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性（例えば、水着で隠れる部分については、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人を触らないなど、発達段階を踏まえ、分かりやすく指導する等）の指導を行う。
- ・ **小学校や中学校で**、不審者等についていかなるなど、性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行う。
- ・ **小学校高学年や中学校で**、SNS等で知り合った人に会うこと、自分の裸の写真を撮る・撮らせる・送る・送らせることによる犯罪被害を含む危険、被害に遭った場合の対応などについて指導を行う。
- ・ **中学校や高等学校で**、いわゆる「デートDV」を教材として、親密な間柄でも、嫌なことは嫌と言う、相手が嫌と言うことはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。また、性被害に遭った場合の相談窓口（性暴力救援センター和歌山わかやま^{マイン}、警察等）についても周知する。
- ・ **高等学校や大学等入学時のオリエンテーション等で**、レイプドラッグの危険性や相手の酩酊状態に乗じた性的行為の問題、セクシュアルハラスメントなどを周知する。また、被害に遭った場合の対応（通報、証拠保全等）や相談窓口についても周知する。
- ・ **障害のある児童生徒等について**、個々の障害の特性や程度等を踏まえた適切な指導を行う。

(3) 学校等で相談を受ける体制の強化

児童生徒がSOSを出しやすくなるよう学校側で相談を受ける体制を強化するとともに、相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実を図る必要があります。

相談を受ける体制を強化する際の留意点

- ・ 親による性的虐待や児童生徒間における性暴力など性犯罪・性暴力の状況により必要な対応に違いがあること。
- ・ 子供から話を聞いた時の初動対応が重要であり、必要に応じて、速やかに聴取につなげるなど児童相談所、警察、検察等の関係機関との連携が有用であること。特に、学校での対応の中心となる学校の管理職、教諭、養護教諭等の関係教職員は、性被害の深刻さや加害児童生徒を含めた必要な対応について、研修等を通して正しく理解しておくこと。
- ・ 対応等に当たっては、「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター」や警察、「性暴力救援センター和歌山わかやま^{マイン}」等性犯罪・性暴力に知見のある関係機関の協力を得ることが有効であること。また、スクールカウンセラー等の知見を活用することも考えられること。
- ・ いわゆる非行や問題行動を起こしていると見られる子供について、その背景に虐待や性被害がある場合もあり、児童生徒の指導に当たってはそのような点も留意すること。

性暴力とは

自分が望まない性的行為です
 同意のない、対等でない、強要された
 性的行為はすべて性暴力です
 性暴力はあなたに対する
 著しい人権侵害であり犯罪行為です

性暴力を受けると

恐怖や不安で混乱した状態になったり
 怒りや悲しみを感したり
 自分が嫌いになったり
 何も感じなかったり
 何も考えられなくなったり
 気持ちが落ち込んだり、記憶がなかったり
 過呼吸になったり、物音に敏感になるなど

これらは性暴力を受けた多くの人に
 よく見られる反応です

一人で悩んでいませんか

わかやまmine マイン にご相談ください

女性支援員が総合的支援を行います

性暴力救援センター和歌山

 わかやまmine マイン
 オフショア
 073-444-0099

電話相談 24時間365日

(旧し、22時～翌朝9時と年末年始は
コールセンターでの対応となります)

面接相談 9:00～17:45

※要予約、土日・休日・年末年始を除く

※夜間、休日の緊急医療受診は、「わかやまmine(マイン)」まで来所できる方のみとなります。

性犯罪・性暴力被害者のための
 ワンストップ支援センター はやくワンストップ
 (全国共通短縮番号) #8891

その他の相談窓口

- ・和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
073-445-0793(女性相談)
- ・和歌山県男女共同参画センター「のいびる」
073-435-5246
- ・和歌山県警察本部広報課
#9110 (空線ダイヤル)
073-432-0110
- ・性犯罪被害相談電話
#8103 (ハートさん)

わかやまmine マイン に関するお問い合わせ
 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
 ・TEL 073-445-0793

・ホームページ [わかやまマイン](#)



※携帯電話をお持ちの方は左
 のQRコードからもホーム
 ページをご覧いただけます

性暴力救援センター和歌山
 わかやまmine マイン

「私のからだは私のもの」
 「私のこころは私のもの」

自分を大切にしながら心身の回復を
 図ってほしいという思いから
 わかやまmine(マイン)
 と名付けました

もし被害にあったら

「あなたは
 何も悪くはありません」

ひとりで悩まず
 わかやまmine マイン
 に電話をください



女性支援員があなたのお話を伺います

相談することをためらわず
 あなたの大切なからだ
 あなたの将来のために
 相談してください

一緒にあなたのからだと心の
ケアについて考えましょう

相談してください

あなたからのお電話を待っています

わかやまmine マイン にできること

◎相談・医療

電話や面談による相談をお受けします

心身の状態に配慮しつつ、
 相談者の同意のもとに協力してくれる
 産婦人科医につなぎます


◎支援のコーディネート

カウンセリングや法律相談等、
 あなたに必要な支援を提供できる
 関係機関・団体につなぎ、
 連携して支援を行います

- ・和歌山県立医科大学附属病院
- ・協力医療機関
- ・和歌山県警察
- ・和歌山県臨床心理士会
- ・和歌山弁護士会
- ・法テラス和歌山
- ・和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
- ・和歌山県精神保健福祉センター
- ・民間被害者支援団体等



家族・友人などが被害にあわれたら

家族が性暴力を受けたけど
 どうしたらいいの 
 友人から相談を受けたけど
 何て言えばいいの
 話を聞いて相談を受けたあなたが
 悩み続けたくないために

被害にあわれた方だけでなく
 あなた自身がどうしていいかわからない
 といった悩みも、相談してください

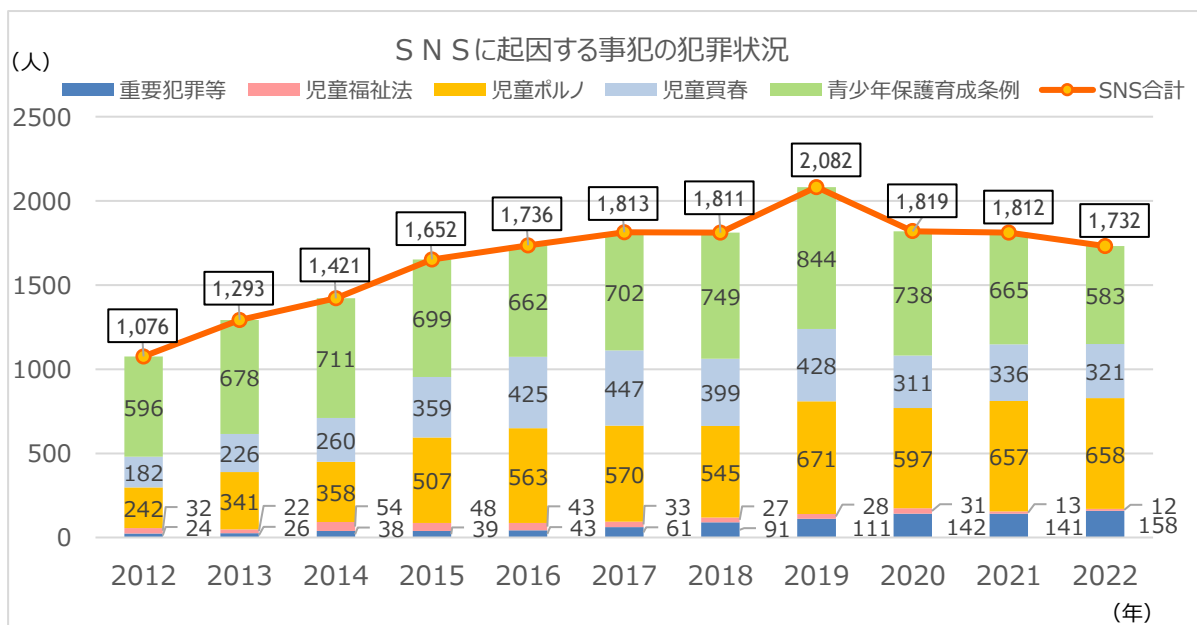
被害にあわれた方に 対しては

- ・話を否定したり、疑ったりしないでください
- ・決して被害者を責めず、「なぜ」「どうして」など問い詰めるような言い方をしないでください
- ・被害を軽くみたり、今の状況を否定するようなことは言わないでください
- ・安易な同調、励ましはしないでください
- ・話や行動を急がせしないでください

(4) 情報化の進展に伴う影響

インターネットやスマートフォン等の普及により、性に関する情報が氾濫し、様々な情報をいつでも容易に入手できるようになりました。しかし、その情報が必ずしも正しいとは限りません。これらの情報の中には、人間の性を興味本位に、しかも内容を誇張したり性の快楽性を強調して、性を快楽的、消費的なイメージで捉えさせているものも多くみられます。

また、インターネットやスマートフォンの普及は児童生徒の対人関係に大きな変化をもたらしており、インターネットを介して、不特定多数の人と交流することにより、児童生徒が被害に遭う事例も増加しています。2008年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（いわゆる「出会い系サイト規制法」）」が改正されたことに伴い、出会い系サイトに起因する被害に遭う子供は減少傾向にあります。その反面、SNSを介して被害に遭う児童生徒が急増しています。2019年に、SNS等を通じて児童買春や児童ポルノ等の被害に遭った児童生徒は、全国で過去最多の2,082人（前年比+271人）でした。



（「警察庁ホームページ」から引用）

さらに、2019年に、児童ポルノ事犯の自画撮り被害^{※1}に遭った児童生徒は全国で584人（前年比+43人）であり、増加傾向にあります。そのうち、自画撮り被害に遭った児童生徒の約半数は中学生でした。一度流出した画像等は完全に削除することが困難で、取り返しのつかない被害につながってしまう場合もあります。

一方、知識が不十分なために児童生徒が加害者となることもあります。マスコミやインターネットからの情報の意義や価値について考えさせ、性情報を適切に取捨選択して自己の成長発達に役立てる能力を身に付けることが重要です。そのためにも、学校においては児童生徒に性に関する正しい知識を伝えていく必要があります。

※1：「自画撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして、子供が自分の裸を撮影させられた上、SNS等で送信させられる被害を指す。

4 性の多様性について

(1) 性の多様性とは

○ 性のあり方（セクシュアリティ）の構成要素

セクシュアリティには主に次の4つの要素があります。それぞれの要素の組み合わせは多様であることから、「性はグラデーション」といわれることもあります。

○生物学的な性（身体の性）

性染色体（XY、XX等）、内・外性器の態様、性ステロイドホルモンのレベル等から生物学的な性が決定します。客観的な事実をもとに識別した場合の性です。

○性自認（心の性）

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを持っているかということです。多くの方は「心の性」と「身体の性」が一致しており、「身体の性」に違和感を持つことはありません。しかし、「心の性」と「身体の性」が一致せず、自身の身体への違和感を持つ人（トランスジェンダー）もいます。子供の頃に「心の性」と「身体の性」が一致していないと感じていたとしても、成長とともに感じなくなる人もいます。

○性的指向（好きになる性）

どのような性別の人を好きになるかということです。同性を好きになる人もいれば、男性、女性どちらに対しても恋愛感情を抱かないという人もいます。人は、それぞれの性的指向を持っていますが、それは自然の感情であり、自分の意思で決めるものというよりは、成長とともに気付くものであるといえます。

<対応上の留意点>

思春期には第二性徴により、次第に身体が望まない性へと変化していくため、当事者はより強く苦痛や葛藤を感じます。「思春期の一時的なこと」、「一時の気の迷い」、「すぐに治る」などといった言葉掛けはしないでください。また、児童生徒等の性的指向を詮索したり、決めつけたりすることも、相手を傷付けることにつながる可能性があるため、多様な性が背景にある児童生徒等がいることを常に意識することが大切です。

○社会的な性（性表現、性別役割）

後天的に身に付けていく性のことであり、言葉遣いや服装、振る舞い等、自分らしさが社会からどのような性別と捉えられているのかを「性表現」といいます。

性自認と混同されがちですが、性自認が女性だとしても、性表現が女性だとは限りません。

○ 性的マイノリティ

性的マイノリティを指す用語として「LGBT」が広く認知されていますが、セクシュアリティは決して4種類だけではありません。「心の性」と「身体の性」が一致している異性愛者も含めた「みんな」が性について考えるべきだという視点を取り入れた「SOGIE

（性的指向Sexual Orientation、性自認Gender Identity、性表現Gender Expressionの頭文字）という性を捉える要素の概念を使って、一人一人の性の在り方の多様性と平等を伝えることが大切です。

L	レズビアン：女性の同性愛者（心の性が女性で恋愛対象も女性）	性的指向 を表す
G	ゲイ：男性の同性愛者（心の性が男性で恋愛対象も男性）	
B	バイセクシュアル：両性愛者（恋愛対象が男性にも女性にも向いている）	
T	トランスジェンダー：出生時と異なる性別で生きる人	性自認 を表す
Q	クエスチョニング：自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない	

ICD-11では「性同一性障害」がなくなる！？

WHO（世界保健機構）による「ICD-11」では、「精神疾患」の分類から性同一性障害が外れ、「性の健康に関する状態」という分類の中の「性別不合（仮訳）」という項目になりました。自身の肉体的な性と心の性が異なるといった性同一性障害は、長く障害や病気として扱われてきましたが、今回の改訂では、「性別不合」という名称になり、精神疾患や病気ではなく、ひとつの個人の状態であるという考えが示されました。

「性同一性障害」という用語は、ICDの改訂により使われなくなる予定です。

(2) 学校における支援体制について

性的マイノリティとされる児童生徒の小学校、中学校及び高等学校等学齢期におけるいじめ被害率は58%であることが国内研究で示されており（LGBT当事者の意識調査「REACH Online 2016 for Sexual Minorities」：日高庸晴 2017）、教育現場では、現状を十分認識した上で、当事者の児童生徒等のことを念頭に置いて取組を進めなければなりません。

当事者の児童生徒がいるかもしれないという前提で、教職員が学校で性の多様性について取り組むことは、いじめ・不登校・自傷行為の発生を防ぐことになり、性的マイノリティとされる児童生徒の人生と命を守ることに直結します。

いじめ被害・不登校・自傷行為 経験率（10代）

経験率	レズビアン	ゲイ	バイセクシュアル (女性)	バイセクシュアル (男性)	トランスジェンダー (FtM)	トランスジェンダー (MtF)
いじめ被害	34.8%	49.1%	42.1%	45.8%	58.3%	85.7%
不登校	30.4%	28.8%	31.6%	24.6%	58.3%	57.1%
自傷行為	47.8%	16.9%	42.1%	15.3%	50.0%	42.9%

（LGBT当事者の意識調査「REACH Online 2016 for Sexual Minorities」：日高庸晴 2017）

- 性的マイノリティとされる児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めます。

- ・ 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身のセクシュアリティを可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めます。
- ・ 画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があります。

(3) 学校生活の各場面での支援について

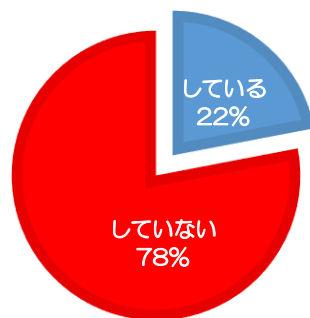
- ・ 学校における性的マイノリティとされる児童生徒への対応を行うに当たっては、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を参考とします。
- ・ 学校においては、性的マイノリティとされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要です。
- ・ 性的マイノリティとされる児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要です。
- ・ 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があります。
- ・ 医療機関等で診断がされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関等との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能です。

(4) 性的マイノリティとされる児童生徒に対する相談体制等の充実

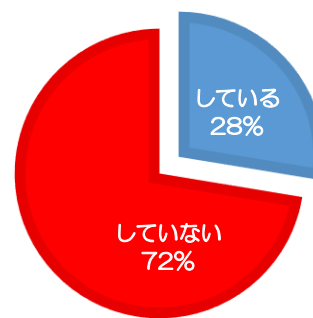
教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性的マイノリティとされる児童生徒全般に共通するものです。

性的マイノリティとされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれています。このため、まず教職員自身が性的マイノリティ全般についての心ない言動を慎むとともに、ある児童生徒が、その戸籍上の性別に見られる服装や髪型等としていない場合、性的マイノリティを理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと等が考えられます。

教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要となります。また、保護者が、子供の性的マイノリティに関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者が緊密に連携しながら支援を進めることが重要です。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが必要になります。



保護者へのカミングアウト



職場・学校でのカミングアウト

LGBT当事者の意識調査「REACH Online 2016 for Sexual Minorities」：日高庸晴2017)

○ カミングアウトとアウティング

カミングアウト： 性的マイノリティであることを本人が告白すること。

アウティング： 本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について暴露すること。

カミングアウトは、自分のセクシュアリティを受け入れ、肯定する過程でもあり、自分らしく生きていくための手段の一つです。中には、保護者が受け入れていない、保護者が性的マイノリティに対して偏見等を持っているなどの理由で、保護者には知られたくないが、友人や教職員にだけは分かってほしいという児童生徒等もいます。本人がカミングアウトを選択する際には、周りの児童生徒等との関係性や性の多様性への理解度等様々な要素を踏まえ、慎重に判断することが必要です。

当事者の児童生徒等が安心して学校生活を送るためには、カミングアウトの有無にかかわらず、自分のセクシュアリティの在り方についての秘密が守られることが何より大切です。本人が望まない形で秘密を他人に知られることは、それが悪意のないものであったとしても、その児童生徒等の心を大きく傷付けることとなります。このようなアウティングを起こさない、起こさせないよう、慎重に対応する必要があります。

5 女性アスリートに関する課題

成長期・思春期は、運動能力を向上させる絶好の時期であると同時に、心と身体が大きく育つ、人としても女性としても重要な時期です。女子中高生のアスリートにとっての身体づくりを考える際、運動部活動に励む生徒にとっても成長期の今をどう過ごすかが大切なポイントとなります。

運動・食事・休養のバランスが崩れると、身体には様々な症状が現れます。特に、運動量に対して食事の量が少ない時にエネルギー不足となり、月経不順による貧血や無月経、低骨密度による疲労骨折が発症する可能性が高くなります。そのため、アメリカスポーツ医学会においては、女性アスリートに見られる三主徴を「Low energy availability (利用可能エネルギー不足)」「視床下部性無月経」「骨粗しょう症」と定義しています。「女性アスリートの三主徴」は、継続的な激しい運動トレーニングが誘因となり、それぞれの症状が相互に関連して、健康な状態から女性の身体の諸機能に影響を及ぼすと考えられています。



女性アスリートの三主徴

運動性無月経は、これまでにあった月経が3か月以上停止した状態である「続発性無月経」のうち運動が原因と考えられるものをいいます。この運動性無月経は、女性アスリートの健康管理上重要な問題であり、その重症化や難治性が懸念されています。運動性無月経が発生する主な理由として、①Low energy availability、②精神的・身体的ストレス、③体重・体脂肪の減少、④ホルモン環境の変化等が考えられます。

国立スポーツ科学センター（JISS）において、国内トップレベルの女性アスリート683名を対象に実施したアンケート調査結果では、無月経を含む月経周期異常のあるアスリートは約40%を占めることがわかりました（図2）。うち、競技別に無月経の割合をみると、体操、新体操、フィギュアスケート等の競技で高く、次いで陸上（長距離）、トライアスロン競技の順となり、体脂肪率が低くなる傾向にある審美系や持久系競技種目において無月経者が多くみられました（図3）。

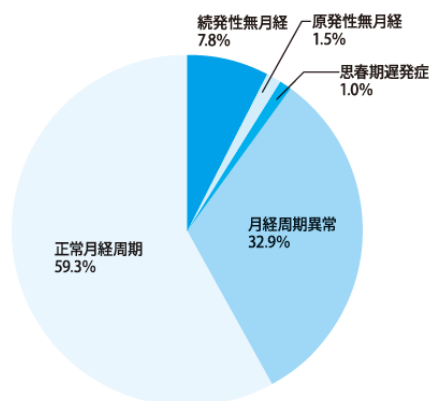


図2 国内トップアスリートの月経状態
(能瀬ら, 2014より引用)

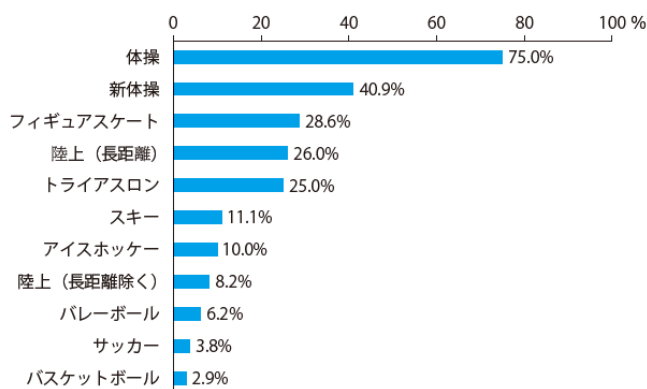
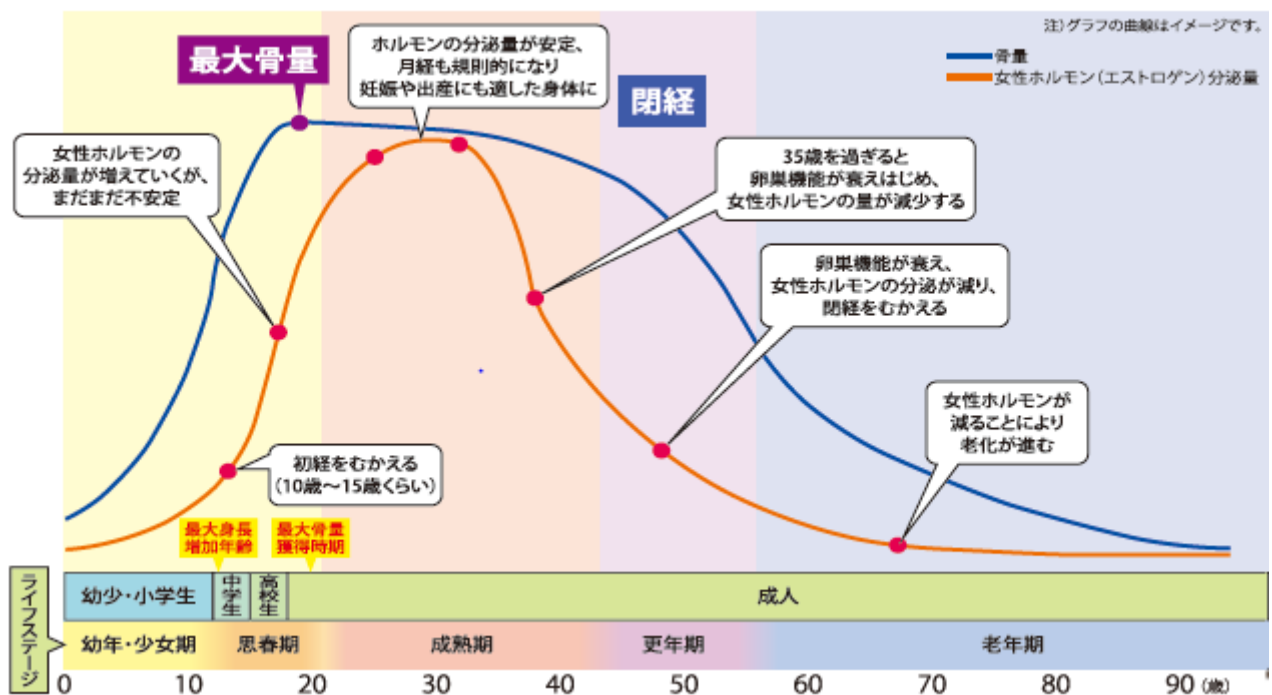


図3 競技別にみた無月経の割合
(能瀬ら, 2014より引用改編)

○ 女性のライフステージと10代

女性のライフステージにおいては女性ホルモンの分泌が関係しており、女性ホルモンの分泌量と骨量は年齢で変化します。



女性ホルモンの分泌量は10代で急増し、20~30代でピークを迎えます。

骨量についても、成長期に増加し、18歳頃に最大骨量を迎えます。骨量を増やせるのは20歳頃までとされており、20歳以降に増やすことは難しいといわれているため、10代のうちにしっかりとした食事をとり、骨量を増やすことが大切です。

<指導者における留意事項>

○ 月経への理解

成長期の健康が生涯の健康につながります。発育・発達の個人差を踏まえたアスリートの体調管理に気を配り、特に成長期である10代の生活習慣が50年後の健康に影響することを知った上で指導することが大切です。女性として、将来的に月経異常による骨粗しょう症リスクが高くなり、妊娠しにくい状態になる可能性が否定できないことを理解するとともに、必要に応じて、保護者や産婦人科等専門機関と連携することも有効です。

○ 食事と睡眠サポート

アスリートの成長は「日々の食事」と「質の良い睡眠」への協力で応援してください。無月経や貧血などの症状に対しては、保護者の理解と協力を得た上で、しっかりとした食事によるエネルギー不足の解消が有効です。また、「睡眠時間が確保できているか」や「起床時に疲れが残っていないか」などの声を掛けることもサポートにつながります。

○ 心理的サポート

月経に伴う心理的変化は人それぞれです。思春期の身体の変化に悩む時や月経に伴う心身の不調に苦しんだ時に、周囲から理解を得られ、気軽に相談できる環境が身近にあることが非常に重要であり、児童生徒に寄り添うスタンスが大切です。

Ⅲ 学習指導要領における性に関する指導の取扱い

1 学習指導要領における位置付け

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づいて行うことが重要であり、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるようにすることを目的として、児童生徒の実態や課題に応じて、体育科、保健体育科及び特別活動をはじめとして、学校教育活動全体を通じて関連付けて指導することが大切です。

現在の性に関する指導の基本的な考え方は、平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申によるところが大きくなっています。

(心身の成長発達についての正しい理解)

- 学校教育においては、何よりも子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要があり、そのためには、子どもたちが心身の成長発達について正しく理解することが不可欠である。しかし、近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化してきている。このため、特に、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も問題となっている。
- このため、学校全体で共通理解を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連づけて指導することが重要である。
また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。

この答申を踏まえ、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申では、(健康・安全・食に関する資質・能力)において学校における性に関する指導に関連して、次のことが示されています。

- 1. でも述べたように、とりわけ近年では、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。このため、子供たちが、健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。
- こうした課題を乗り越え、生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送ることができるよう、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を子供たち一人一人に育むことが強く求められている。
- こうした健康・安全・食に関する資質・能力の具体的な内容は、別紙 4 のとおり整理できる。これらを教科等横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。学校保健計画や学校安全計画、食に関する指導の全体計画についても、資質・能力に関する整理を踏まえて作成・評価・改善し、地域や家庭とも連携・協働した実施体制を確保していくことが重要である。

さらに、学習指導要領及び解説では、性に関する指導に関連した内容について次のように示されています。

(1) 総則

【小学校学習指導要領（平成29年3月）第1章 総則 第1の2（3）】

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

【小学校学習指導要領解説 総則編（平成29年7月）抜粋】

健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。〈略〉

さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、児童が適切に行動できるようにする指導が一層重視されなければならない。なお、児童が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、第1章総則第4の(1)に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。

したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、体育科の時間だけではなく家庭科や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実に努めることができる。

各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを用いて児童の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。

また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

【中学校学習指導要領（平成29年3月）第1章 総則 第1の2（3）】

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

【中学校学習指導要領解説 総則編（平成29年7月）抜粋】

健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。〈略〉

さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、生徒が健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等の指導が一層重視されなければならない。なお、生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、第1章総則第4の1（1）に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。

したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、体育科の時間だけではなく家庭科や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実に図ることができる。

各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを用いて児童の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。

また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

なお、中学校にあっては、教科担任制を原則としているために、体育・健康に関する指導が保健体育科担当の教師に任されてしまうおそれがある。しかし、体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるべきものであり、その効果を上げるためには、保健体育科担当の教師だけでなく、全教職員の理解と協力が得られるよう、学校の実態に応じて指導体制の工夫改善に努めるなど、組織的に進めていくことが大切である。

【高等学校学習指導要領（平成29年3月）第1章 総則 第1の2（3）】

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

【高等学校学習指導要領解説 総則編（平成30年7月）抜粋】

健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。〈略〉

さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、生徒が健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等の指導が一層重視されなければならない。なお、生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、第1章総則第5款1（1）に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、保健体育科の時間だけではなく家庭科や特別活動のほか、関連の教科、総合的な探究の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実に努めることができる。

各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。

また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

なお、高等学校にあつては、教科担任制を原則としているために、体育・健康に関する指導が保健体育科担当の教師に任されてしまうおそれがある。しかし、体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるべきものであり、その効果を上げるためには、保健体育科担当の教師だけでなく、全教職員の理解と協力が得られるよう、学校の実態に応じて指導体制の工夫改善に努めるなど、組織的に進めていくことが大切である。

指導上の配慮事項

性に関する指導を行うに当たっては、発達段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、家庭の理解を得ること等に配慮することが大切です。

児童生徒が身に付けるべき資質・能力

情報化社会の進展により、様々な性に関する情報の入手が容易になっていること等から、児童生徒が性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするための指導が一層重視されます。児童生徒が発達の段階に応じて性に関する正しい知識を身に付けることができるようにするとともに、児童生徒が必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切です。

学校の教育活動全体を通じた指導

性に関する指導は、体育科・保健体育科の時間だけではなく、技術・家庭科、家庭科や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間等も含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、一層の充実を図ることが大切です。

集団指導と個別指導

児童生徒が心身の成長・発達に関して正しく理解し、適切に行動することができるようにする指導に当たっては、個人差があることを踏まえ、すべてを集団指導で扱うのではなく、集団指導と個別指導とによって相互に補完することが重要です。

主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮することが大切です。

性に関する指導の全体計画の作成

性に関する指導を効果的に進めるためには、児童生徒の発達の段階や健康状態等を的確に把握した上で、学校や地域の実態を踏まえて、学校の全体計画を作成し、地域の関係機関等と連携を図り、全体計画に基づく指導を行います。

また、日々の授業において児童生徒の学習状況を評価し、その結果を児童生徒の学習や教師による指導の改善、学校全体としての教育課程の改善、校務分掌を含めた組織運営等の改善に生かす中で、学校全体として組織的かつ計画的に性に関する指導の充実を図ることが重要です。

2 学習指導要領に基づく指導の工夫

(1) 性に関する指導を実施する上での配慮事項

- **学習指導要領に基づく指導**
- **指導に当たっては**
 - ① 児童生徒の発達の段階を踏まえること。
 - ② 学校全体で共通理解を図ること。
 - ③ 家庭・地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を得ること。
- **集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うこと。**

(2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

児童生徒の健康に関する資質・能力を育成するための学びの過程は、児童生徒の実態や課題等により様々ですが、次の視点等を踏まえて授業改善を行うことにより、育成を目指す資質・能力を育むことが大切です。

「主体的な学び」の視点

「主体的な学び」は、健康の意義等を見直し、健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み、それを考察するとともに学習を振り返り、課題を修正したり新たな課題を設定したりする学びの過程です。自他の健康の保持増進や回復を目指すための主体的な学習を重視します。

「対話的な学び」の視点

「対話的な学び」は、健康についての課題の解決に向けて、児童生徒が他者（書物等を含む。）との対話を通して、自己の思考を広げ、深めていく学びの過程です。自他の健康についての課題の解決を目指して、協働的な学習を重視します。

「深い学び」の視点

「深い学び」は、自他の健康についての課題を発見し、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決する学びの過程です。自他の健康の保持増進を目指して、深い学びを重視します。

(3) 教材や教育環境の充実

児童生徒の多様なニーズ、興味や関心を踏まえ、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育成するためには、健康に関する課題解決的な学びの実現を目指し、教科書を含めた教材を工夫することが重要です。

また、児童生徒が生涯を通じて自他の健康課題に適切に対応できるようにする観点から、ICT機器も含め教育環境の整備等を行うことが重要です。

IV 学校における性に関する指導の基本的な考え方

1 性に関する指導の意義

学校における性に関する指導は、児童生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環であり、豊かな人間形成を目的に、生命尊重、人間尊重の精神に基づいて行われる教育です。

このため、性に関する指導は、人間の性を人格の基本的な部分として、生理的側面、心理的側面、社会的側面に加え、生命尊重から捉え、科学的知識を与えるとともに、児童生徒が、自ら考え、判断し、意思決定の能力を身に付け、望ましい行動をとれるよう総合的に指導することが大切です。

学校は、すべての児童生徒に対して、人間尊重や男女平等の精神の徹底を図り、性に関する基礎的・基本的な内容を、児童生徒の発達段階に即して正しく理解できるようにするとともに、同性や異性との人間関係や現在及び将来の生活において直面する性に関する諸課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう、計画的・継続的に指導する必要があります。

2 性に関する指導において主に育成を目指す資質・能力

知識及び技能	<ul style="list-style-type: none">・ 体の発育・発達や思春期の体の変化、生殖に関わる機能の成熟等について、発達の段階に応じて正しく理解する。また、性感染症について正しく理解し、予防や回復のための方法を習得する。・ 心や精神機能の発達、自己形成について理解し、不安や悩みに適切に対処することができる。・ 家族や社会の一員として必要な性に関する知識を習得するとともに、性に関する社会問題について理解する。
思考力、判断力、表現力等	<ul style="list-style-type: none">・ 正しい知識に基づいて性に関する課題の解決策を考え、よりよい方策を選択することができる。・ 心身の成長発達に伴う悩みや課題に気づき、解決策を工夫して、健康の保持増進を図ることができる。・ 周囲と関わりながら家族や社会の一員としての自己の役割を考えるとともに、直面する性の諸課題に対して適切な意思決定や行動選択ができる。
学びに向かう力、人間性等	<ul style="list-style-type: none">・ 自己の心身の成長発達を踏まえ、自己の性に対する認識を深め、課題を解決しながらよりよく生きていこうとする。・ 人間尊重、男女平等の精神に基づいて、性別等にかかわらず、多様な生き方を尊重し、互いに協力し合って豊かな人間関係を築こうとする。

V 学校における性に関する指導の進め方

1 学校における性に関する指導の推進体制

教育活動全体を通じて性に関する指導を行うためには、性に関する指導を推進するための校内体制を整備する必要があります。さらに、その組織が効果的に機能するためには、校務分掌への位置付けを適切にし、その果たすべき役割を明確にすることが大切です。

(1) 性に関する指導を推進するための組織の明確化

性に関する指導を推進するための組織は、学校の規模や性に関する指導の課題等に応じて、性に関する指導を推進するための組織を独立して設置したり、関連する機能を併せもつ分掌組織としたりすること等が考えられます。より効果的な組織運営が図られるようにするためには、校長、副校長、教頭、主幹教諭、保健主事、養護教諭、教育相談担当者、関係教科・学年の担当者等で幅広く構成することが大切です。

さらに、学校、家庭、地域が連携した性に関する指導を推進するとともに、性被害・性暴力等も含め、性に関する問題の発生防止と解決を図るため、校内の相談体制を整備し、地域の関係機関等の支援や協力のもと、校外組織と連携を図ることも大切です。

(2) 関係校務分掌組織との連絡・調整

性に関する指導が効果的かつ円滑に行われるよう、校長、副校長、教頭、主幹教諭、保健主事、養護教諭等は、関係校務分掌組織との連絡・調整を図ります。

特に、性に関する指導に直接関わりの深い校務分掌組織や教科等の担当教員との連携を図ることが大切です。

(3) 教職員の役割

学校において、性に関する指導を適切かつ円滑に進めるためには、全教職員がそれぞれの役割や相互の協力の必要性、連携の方法等について理解しておくことが不可欠です。学校の規模や実態等状況を踏まえて、職や分掌等に応じて、それぞれの役割を次のように捉え、性に関する指導の推進を図ることが大切です。

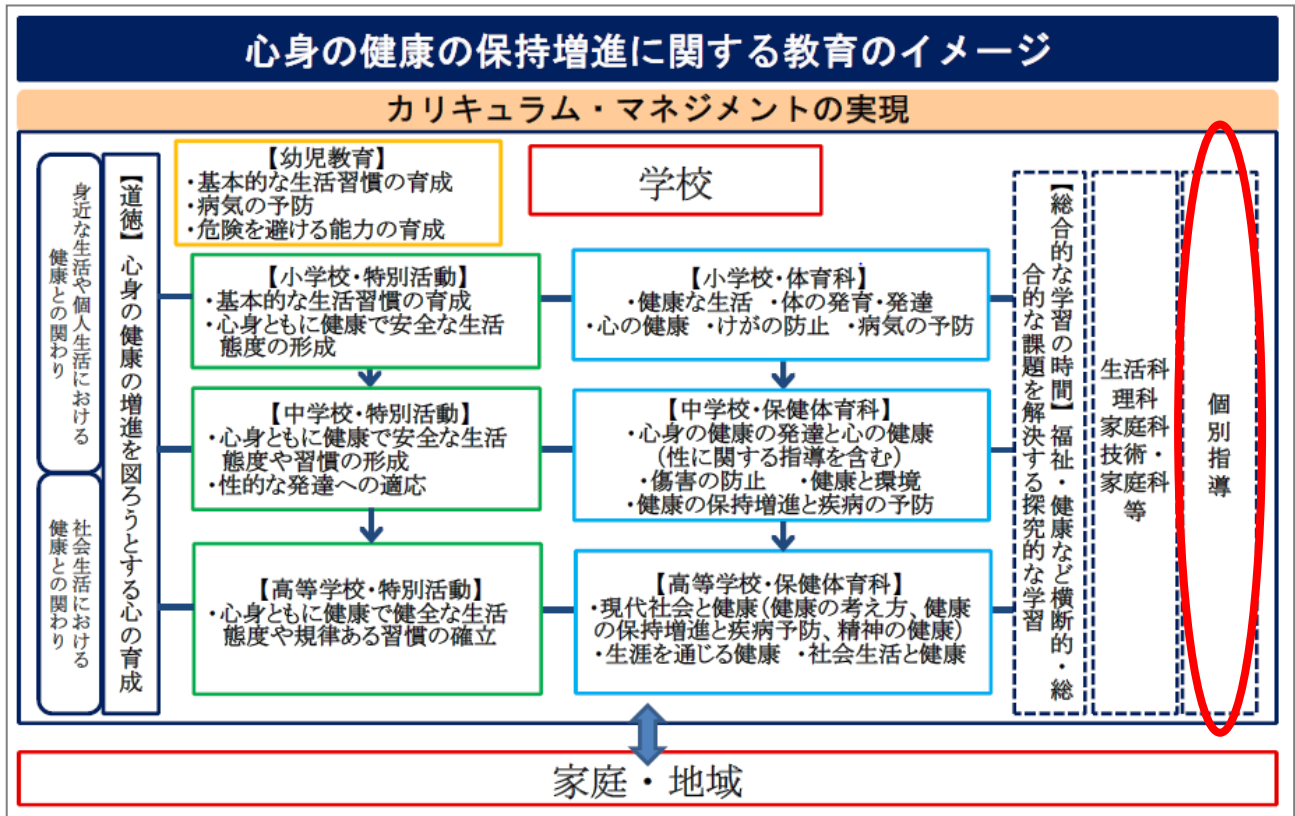
校長 副校長 教頭	<ul style="list-style-type: none">・ 管理職として学校全般の経営や運営に当たることから、性に関する指導の意義を十分に理解し、課題を把握した上で、学校としての性に関する指導の基本方針を明確にし、教育活動全体を通じて推進を図る。・ 性に関する指導の全体計画を定め、その内容を確認するとともに、計画に基づいて行われる指導内容を指導計画等から把握し、教職員に対して適切に指導助言を行う。・ 性に関する指導に効果的な教材・教具等を十分に把握し、適正な性に関する指導の推進に努める。・ 家庭、地域、関係機関等との連携を図るための環境や条件等の整備を行うなど、校内体制を整備する。・ 学校内において人間尊重や男女平等の精神が醸成され、教職員や児童生徒が互いに尊重し合うことができるような学校経営に努める。
-----------------	--

<p>主幹教諭 教務主任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性に関する指導の推進に向けて、指導計画の立案や他の教育活動との調整等を行う。また、性に関する指導の内容及び方法について指導助言を行う。 ・ 校内の関係分掌との連絡・調整を図り、性に関する指導に必要な機会の確保や校内研修を企画・運営するなどして、全教職員の指導力の向上を図る。
<p>生徒指導主任 教育相談担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の性に関する意識や行動等の状況を的確に把握する。 ・ 児童生徒指導における性に関する指導の実施者として、集団指導や個別指導、相談活動等を通して、児童生徒の望ましい意識や態度の育成に努める。 ・ 性に関する問題行動等については、教職員の連携による指導や支援が適切に行われるよう努める。
<p>保健主事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校保健計画に基づく学校保健活動を推進する中で、性に関する指導が適切に行われ、児童生徒の性の健康的な発達が促されるよう努める。 ・ 養護教諭と連携し、学校保健・安全委員会等を通じて、家庭や関係機関等と連携を図るとともに、性に関する情報等を児童生徒のみならず教職員や家庭・地域に提供する。
<p>養護教諭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性を生かし、性に関する指導の全体計画立案や教職員の研修等に積極的に参画し、校内における性に関する指導の推進を支える。 ・ 保健室の機能を通じて得られた児童生徒の性に関わる様々な情報等を整理し、それらが学校全体で行われる性の指導や個別の指導に生かすことができるようにする。 ・ 健康相談において、児童生徒の様々な性に関する意識や問題等を把握し、その背景を分析するとともに、課題解決のための支援や関係者との連携に努める。
<p>教科担任 学級担任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当する教科や学級において、指導計画に基づいた指導を行う。担当する教科の性に関する内容の指導に当たっては、学校としての性に関する指導の方針やねらいに照らし、効果的な指導展開がなされるよう、創意工夫を重ねることが求められる。 ・ 学級経営では、学級の雰囲気や児童生徒の学校生活が、性に対する意識や行動の形成に大きく影響するものであることを理解し、人間尊重、男女平等等の性に関する指導の理念が具体化するよう努める。
<p>その他 (外部講師)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校において性に関する指導を実施する際、産婦人科医や助産師等の外部講師による授業を実施することは、学校としての指導のねらいを踏まえて行うことによって効果が高まる。外部講師を依頼する場合には、事前に十分な打合せを行う必要がある。

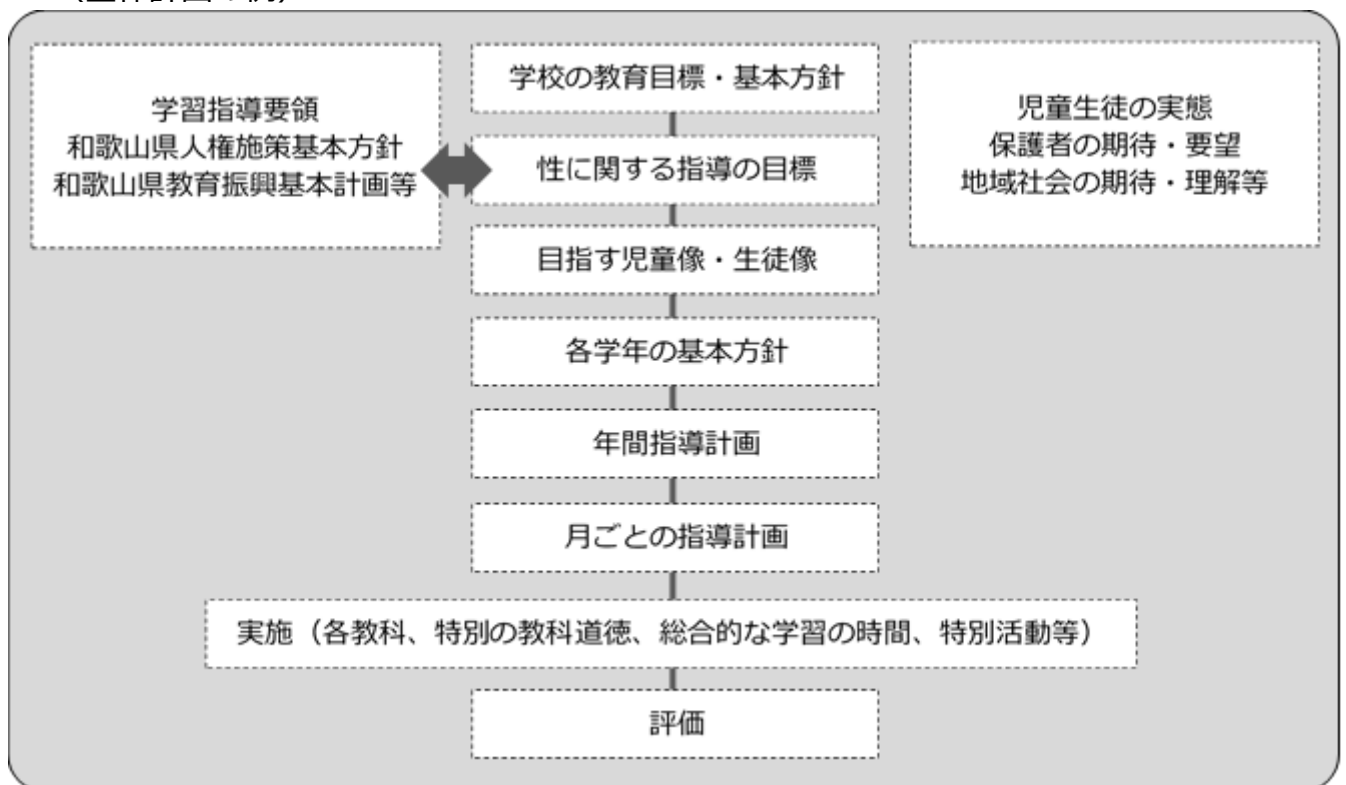
2 全体計画の作成

性に関する指導は、各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習（探求）の時間及び特別活動等集団的な場面でを行う指導や援助と、性に関する健康相談等において行う個別指導に大別されます。主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、一人一人が抱える課題

に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図ることが重要です。また、学校全体で共通理解を図るためには、カリキュラム・マネジメントの視点に立った教科等横断的な性に関する指導の全体計画や年間指導計画を作成することが必要です。



(全体計画の例)



3 性に関する指導を進める上での留意点

(1) 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導

特別な配慮を要する児童生徒への指導について、学習指導要領には以下のように示されています。中学校、高等学校の学習指導要領においても、同様の内容が示されています。

【小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月 第 1 章 総則 第 4 の 2 特別な配慮を必要とする児童への指導）】

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

(3) 不登校児童への配慮

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

中学校では、これらに加えて以下に該当する生徒についても配慮が必要です。

【中学校学習指導要領（平成29年3月） 第1章 総則 第4の2 特別な配慮を必要とする生徒への指導】

(4) 学齢を経過した者への配慮

ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第2章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

イ 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

(2) 指導に当たっての留意点

- 学校が行う性に関する指導の目標や内容方法等について、教職員のみならず保護者に対しても理解と協力を求める必要があります。
- 性に関する指導に関して使用する用語は、必ずしもその意味が共通に理解されないままに使用されている状況が見られます。特に、新たな表記や外来語等については、その意味を確認して使用する必要があります。また、児童生徒の状況に応じて、表現方法に配慮して指導することが重要です。
- 児童生徒の身体的・精神的発達や性的成熟には個人差があり、性に関する情報の質や量にも差異があるため、個人差等に十分配慮する必要があります。児童生徒が自らの課題を解決しようとする学習にあっては、発達の段階に即した適切な情報を提供することが重要です。
- 性的指向・性自認や宗教等に配慮し、児童生徒や保護者の理解を得ながら支援を進めることが重要です。
- 性に関する指導においては、教職員と児童生徒及び保護者との信頼関係は不可欠であり、その確立に努める必要があります。

(3) 学習指導要領に示されていない内容を含む指導

在籍する児童生徒の状況から校長が判断し、学習指導要領に示されていない内容を指導する必要がある場合には、事前に学習指導案を保護者全員に説明し、保護者の理解を得た児童生徒を対象に個別指導（グループ等同時指導も可）を実施することが考えられます。

(4) 性に関する指導において使用する教材・教具についての考え方

性に関する指導では、教科等の内容を学習する目的で作成した教科書によって学習したり、教科書以外の教材が使用されたりします。学校において教科書以外の教材を使用するに当たっては、「学校における補助教材の適切な取扱いについて（平成27年3月4日付け26文科初第1257号）」を参考にしてください。

＜学校における補助教材の適切な取扱いについて（H27.3.4 付け通知）＞（抜粋）

1. 補助教材の使用について

（2）各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であること。

2. 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について

（1）学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、特に以下の点に十分留意すること。

- ・ 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
- ・ その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること。
- ・ 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。

（2）補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないよう留意すること。

4 外部講師を活用した性に関する指導の進め方

性に関する指導を実施する場合、関係機関や専門家等外部講師による専門的な知識に基づく指導や協力を得ることで、より効果的に進めることができます。また、そのためには、事前に指導内容や指導方法について、十分な打合せを行うこと、学校の性に関する指導の方針や児童生徒の実態について情報交換を行い、連携を深めておくことが大切です。

（1）外部講師を活用した性に関する指導の進め方の基本方針

① 講師の専門性が十分に生かされるよう工夫する。

地域や学校の実情に応じて、医師、助産師、保健師等それぞれの専門性が十分生かせるような指導の工夫を行い、教員と外部講師による十分な連携のもとに性に関する指導を行うことが大切です。

② 学校教育活動全体を通じた健康教育の一貫として行う。

保健体育科を中心に学校の実情に応じて教育活動全体を通じて適切に行うことが大切です。学級担任や教科担任、保健主事等が中心となって健康教育の一環として企画するものであり、必要に応じて、養護教諭と連携することも有効です。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎が培われるよう配慮する必要があります。なお、学校保健計画に位置付けるなどして計画的に実施することで、効果的な指導につながります。

③ 発達の段階を踏まえた指導を行う。

発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症の予防等に関する知識を確実に身に付けることが大切です。その際、各校種のねらいを踏まえ、発達の段階を考慮し、外部講師を活用した性に関する指導を行うなどの工夫が必要です。

- ① 学校が主体となって企画・運営を行う。
- ② 核となる教員や授業を担当する教員だけでなく、すべての教職員の共通理解のもとに進める。
- ③ 学校での取組内容を保護者や関係機関などに周知・共有することにより、連携体制を構築する。
- ④ 年度当初の職員会議等で、「学校保健計画」に基づき外部講師を活用した性に関する指導の開催予定を周知するなど、情報を共有する。

(2) 外部講師を活用した性に関する指導の手順

	学校内	関係者との調整
企画	保健主事、教科担当教諭、学級担任等を中心に核となる教員を決め、関係教職員と連携しつつ、外部講師を活用した性に関する指導を企画する。 ・どんなテーマで ・いつ ・誰を講師に	外部講師と連携した性に関する指導の企画に合わせて、関係機関に講師の派遣を依頼する。 ・事前打診 ・正式依頼状送付 ・打合せ日程調整
打合せ	外部講師と連携した性に関する指導の実施に向けて、教職員の共通理解を図り、実施内容等について話し合う。 また、教科書や性に関する指導に関わるビデオ、パンフレット等の資料を準備し、講師予定者との打合せに備える。	講師予定者と当日の指導内容や指導方法について打合せを行う。 ・詳細な日程 ・講師と学校の役割分担 ・準備品等 ・指導上の留意事項の確認
準備・事前指導	当日児童生徒に配布する資料や使用する視聴覚機材を準備する。必要な場合には事前学習・事前指導等を行う。	資料や視聴覚機材についての最終確認を行う。講師と教員との役割分担についても確認する。
外部講師と連携した性に関する指導	本時における性に関する指導の目的・ねらいの説明、講師の紹介等を行う。 外部講師と連携した性に関する指導を実施する。	講師との最終確認を行い、性に関する指導を実施する。
実施後の指導	学校の実情に応じて、各教科等の学習内容と関連付けた指導を行う。 児童生徒と外部講師との質疑応答の機会を設けるとともに、振り返りの時間を確保する。	外部講師に授業実施後の感想等を尋ねるとともに児童生徒からの質問や感想等を提供し、指導上の課題や児童生徒の実施後の指導等について話し合う。
評価・まとめ	成果や課題について担当者と話し合い、次年度の外部講師と連携した性に関する指導に生かす。 また、この結果はすべての教職員で共有する。	講師及び講師の所属先に礼状を出す。

参考：外部講師を活用したがん教育ガイドライン（令和3年3月一部改訂）

5 家庭・地域・関係機関との連携

性に関する指導を実施するに当たっては、学校と家庭、地域との連携を推進し、その意義や重要性を理解するなど、保護者や地域の理解を得ることが大切です。

「きのくに学び月間」等学校開放期間に授業を公開したり、学年だよりや保健だより等を通じて情報の提供をしたりするなどして、性に関する指導のねらいや学習内容を周知し、保護者や地域の理解を得た上で実施します。

<家庭との連携>

- 各種の便り等による情報提供・啓発活動
- 保護者の意識調査の実施
- 文化祭等の行事での取組
- 授業参観の実施
- 保護者会、学級懇談会等における性の問題の提示
- 保護者向け講演会の実施
- 学校保健委員会での取組の充実

<地域社会との連携>

- P T A主催による地域住民を対象とした家庭教育学級の開催
- 地域のコミュニティセンターと連携した事業への協力
- 青少年対策委員会等と連携した性に関する地域情報の収集
- 地域医療機関や保健所等との連携
- 学校運営協議会における地域・学校が一体となった活動